

「流域治水基本方針」について

滋賀県土木交通部流域治水政策室 小根田 康人

滋賀県流域治水政策室の小根田と申します。よろしくお願いたします。現在、滋賀県では、流域治水基本方針を策定すべく県庁関係各課および市町の方々と議論を進めているところです。

【スライド2】

流域治水基本方針の概要につきまして、説明させていただきたいと思います。

第一章 流域治水の概念と基本方針の位置づけ

第二章 治水上の課題

第三章 これからの治水の基本的方向

第四章 流域治水の進め方

第五章 ながす・ためる・とどめる・そなえる対策を円滑に進める方策の構成としております。

【スライド3】

第二章 治水上の課題では、気候変動による外力の増加を示しています。

このスライドでは、1時間当たり50ミリ以上の雨の発生回数や、1時間あたり100ミリ以上の洪水の発生回数をグラフにしております。ここ30年ほどの間で、それぞれ1.5倍あるいは2倍の頻度となっております。たとえ治水施設が完成しましても、整備水準を超える洪水の発生する確率が増加しており、治水施設のみで将来にわたって安全を確保することは極めて困難な状況です。

【スライド4】

地球温暖化によりまして、豪雨が増加しております。滋賀県周辺の府県では、近年、大きな水害が発生しております。

【スライド5】

本県でも、平成20年7月に長浜豪雨が発生いたしました。市街地を流れる水路や河川があふれ、駅前が川のような状況になりました。時間あたり84mmの雨が降り、床上浸水11戸、床下浸水203戸の被害が出たところです。

【スライド6】

行政対応の現状と問題点としまして、滋賀県の河川整備率の推移を示しています。

県内の河川の当面の目標である10年確率の降雨に対する整備は55.5%と、半分を超えたところです。100%に達するまでには、まだ100年という時間がかかる見込みとなっております。

【スライド7】

河川事業の予算の変遷をグラフ化したものです。平成22年度の河川事業予算は、平成9

年度と比べまして4分の1に減少しています。これは、国の事業費や、県の財政状況が厳しいことを反映しております。

【スライド8】

地域防災力の現状と問題点につきましては、河川改修などの治水施設の整備により安心感が増えたことや、近年、大きな水害が発生せず、洪水に備える意識の低下が危惧される状況にあります。

このスライドは、今年2月に県政モニターアンケートを実施致しました回答結果でございます。洪水による被害を受けると「思わない」「あまり思わない」人の割合が約9割という状況になっています。

【スライド9】

昭和28年13号台風では、戦後、最も大きな被害をもたらし、県下のほとんどの河川の堤防が決壊いたしました。死者43名、床上浸水約9,400戸、床下浸水約29,000戸の被害が出ました。また、昭和34年は台風7号と伊勢湾台風が続いて襲来し、天野川や日野川などが決壊しております。昭和40年の台風24号では野洲川などが氾濫しました。

これ以降、40～50年間にわたって県全域におよぶような大きな被害は発生していないというのが、滋賀県の状況です。

【スライド10】

第三章 これからの治水の基本的方向では、流域治水の目標と流域治水対策を検討する基礎情報「地先の安全度」について説明しています。

どのような洪水にあっても、人命が失われることを避けることを最優先に、生活再建が困難となる被害を避けることを目的として、「川の中の対策」に加えて「川の外の対策」を、自助・共助・公助が一体となって総合的に進めていくこととしました。

【スライド11】

「地先の安全度」とは下の図に示しますように、治水施設の治水安全度ではなく、身近な水路のはん濫なども想定した人々の暮らしの舞台である流域内の各生活地点の安全度を言います。

学識者部会からは5つの重要施策について提言をいただきました。

重点施策 ①では水害に強い地域づくりの基礎情報として「地先の安全度」の評価を行うこと。重点施策 ②では、地先の安全度に関する情報を開示し共有していくこと。重点施策 ③では、水害リスクを考慮した土地利用・建築に関する法制度の活用。重点施策 ④では、水害に強い地域づくり協議会の設置、地域づくり計画の策定・実施。また、重点施策 ⑤では、地先の安全度を活用したはん濫原減災対策等の効果検証を行うことです。

この後のパネルディスカッションでは、学識者部会委員長を務めていただきました多々納先生に、パネリストとしてお願いしているところです。

【スライド12】

第四章 流域治水の進め方 洪水を安全にながす対策についてです。県では「中長期整

備実施河川の検討」により、客観的な指標を用いて県が管理する河川を A から D のランクに分け、事業着手河川の優先度を決定し、河川整備計画に基づき着実に整備をすすめます。

また、河川堤防の高さと人家等の関係を指標といたしまして、危険度の高い河川・区間を選定し、質的向上を図る事業を実施します。

以上の「ながす」対策を所与の条件として、「ためる」、「とどめる」、「そなえる」対策での具体的な方策を進めてまいります。

【スライド 13】

流域で雨水を「ためる」対策では、森林や水田の洪水緩和機能等の保全および貯留機能や地下浸透機能の強化を図ります。

氾濫を一定の地域に「とどめる」対策では、既存の二線堤や霞堤の機能復元・維持、安全な土地利用や住まい方への誘導を進めてまいります。

水害に「そなえる」対策では、水害意識の高揚を図り、地域防災力を強化すると共に、防災情報の発信も進めてまいります。

【スライド 14】

住民会議では、水害から命を守る地域づくりをテーマとして提言をまとめていただきました。水害は必ず起こるという覚悟を持って、3つの視点から地域づくりを目指していくものです。

その1では、安全な避難ができる地域づくり。

その2では、防災組織が元気な地域づくり。

その3では、先人の知恵と新しい情報を共有できる地域づくり。

これらの地域づくりには、知恵を広めること、人を作ること、組織を作ること、仲間を作ることが必要です。また、公助に期待することとして、「住民の防災活動を支援すること」「地域の安全性を高めること」をまとめていただきました。

詳しくは、パネルディスカッションで、住民会議座長を務めていただきました大橋様から、ご紹介いただけることと思います。

第五章 「ながす」・「ためる」・「とどめる」・「そなえる」対策を円滑に進める方策です。

「地先の安全度」に関する情報を活用した事業評価では、「川の中の対策」や「川の外の対策」を計画する際の評価指標としても、「地先の安全度」の情報は有効であり、積極的に活用していく必要があると考えています。

また、滋賀県流域治水基本条例（仮称）の策定については、本基本方針を実効性あるものにするために、県条例を制定したいと考えております。特に、土地利用のあり方については、既存の都市計画法や建築基準法を活用する方向で、運用も含めて慎重に検討してまいります。

3番目の水害に強い地域づくり協議会および水害に強い地域づくり計画についてです。地域住民・市町・県・国・関係機関等が協働で、流域治水対策を推進するための組織とし

て地域協議会を設置し、水害に強い地域づくりに取り組んでまいりたいと考えております。

以上簡単ではございますが、流域治水基本方針（案）についてご紹介させていただきました。ありがとうございます。